

令和3年9月17日

令和3年
第3回野洲市議会定例会
意見書

野洲市議会

意見書第10号

幅広い見地から「正当に選挙」された国会を目指すことを求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和3年9月17日

提出者	野洲市議会議員	橋	俊明
賛成者	野洲市議会議員	山崎	敦志
賛成者	野洲市議会議員	田中	陽介
賛成者	野洲市議会議員	坂口	重良
賛成者	野洲市議会議員	岩井	智恵子
賛成者	野洲市議会議員	矢野	隆行
賛成者	野洲市議会議員	長谷川	崇朗

幅広い見地から「正当に選挙」された国会を目指すことを求める意見書（案）

日本国憲法は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」との文言に始まり、第十四条には法の下での平等、第十五条では普通選挙の保障等を規定している。

「一票の格差」問題は、1962年参院選における格差（議員1人当たりの有権者の格差）4.09倍は「法の下での平等」に反するとして裁判に訴えたのが始まりであり、国政選挙の度に、単純に議員1人当たりの有権者数のみの比較から、「一票の重み」を問う裁判が繰り返されている。

一方、我が国の深刻な問題の一つに東京（圏）一極集中がある。近年の豪雨災害や「いつ起きてもおかしくない」と言われる首都直下型地震など、高まるリスクに対する東京一極集中の脆弱性は内閣官房をはじめとした公的機関を含む様々な指摘がある。また我が国全体を俯瞰すると、都市部は地方により支えられているのは紛れもない事実であり、深刻な国家的問題である人口減少の観点から見れば、東京の出生率は突出して低く、そして東京圏への転入超過数の9割以上を10代後半から20代の若者が占めるという大きな構造的課題がある。

一票の格差は、地方から都市部への人口流出が最大の要因であり、これにより一極集中と脆弱性問題、人口分布（中でも若年層）の歪みが生じている。こうした根本を無視したまま、その結果として表れている一票の格差を是正するための定数調整や選挙区区割り変更を繰り返せば、ますます地方の衰退、荒廃を招き、結局は都市部を含む日本全体の衰退につながりかねない。

従って、「一票の格差」に縛られた現在の選挙制度改革、特にアダムズ方式導入を見直し、幅広い見地から「正当に選挙」された国会の実現を目指すことを強く求める。

以上地方自治法99条の規定により提出する。

令和3年9月17日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

衆 議 院 議 長	大 島	理 森	
参 議 院 議 長	山 東	昭 子	
内 閣 総 理 大 臣	菅	義 偉	宛
総 務 大 臣	武 田	良 太	

意見書第11号

農業の現実を直視し、将来を見据えた農政の実現を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和3年9月17日

提出者 野洲市議会議員 岩井 智恵子

提出者 野洲市議会議員 橋 俊明

賛成者 野洲市議会議員 山崎 敦志

賛成者 野洲市議会議員 田中 陽介

賛成者 野洲市議会議員 坂口 重良

賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

農業の現実を直視し、将来を見据えた農政の実現を求める意見書（案）

農業は、国民の生命を支える産業であると共に、各地域における伝統や文化とも密接に関わっており、農業の衰退は即、地域の衰退に直結する問題である。

しかし、農業を取り巻く現実には、他の産業よりも一層深刻である。何よりも大多数の若者にとって魅力ある職業と言い難く、多くの農家が高齢化と経営継承問題に直面し、耕作放棄地も増加傾向にある。集落営農など地域で農業や農地を守る取組みは、さらに深刻で経営危機に瀕している。

我が国にとって農業を守ることは必須、との観点を軸に各種施策を見直し、農業の抜本的立て直しを図るべきであり、特に下記を踏まえた施策を進めることを求める。

1. 農業における経営継承問題解決に向け、「農業」の抜本的改革に本格的に取り組むこと。
2. 高品質で安全な我が国の農業生産物の魅力を、国内外により一層発信し、国産、地域産の競争力確保に取り組むこと。
3. 各施策の企画立案及び実施に際しては、現場の実情を踏まえた議論、過去にとらわれない柔軟な議論とするため、農業従事者等との連携を強化すること。
4. 農業振興地域の農用地区域の変更と地区計画の調整方針が硬直化しており、「農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与」するとの目的と裏腹に、（いわゆる青地問題から）若者が定着出来ない要因となり、農用地の荒廃を招いている実態がある。その一方で別用途のニーズが存在する地域もある。こうした実態を踏まえ、農振地域の農用地区域の変更及び地区計画の調整方針を実情に即し柔軟な対応に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する

令和3年9月17日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

衆 議 院 議 長	大 島 理 森	
参 議 院 議 長	山 東 昭 子	
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉	宛
農 林 水 産 大 臣	野 上 浩 太 郎	
滋 賀 県 知 事	三 日 月 大 造	

意見書第12号

コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和3年9月17日

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 田中 陽介

賛成者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染拡大による外食需要などの消失から、2020年産米の過大な減産在庫が生まれ、2020年米の市場価格は暴落しました。

政府は36万トンの上乗せ減反を打ち出し、農家は米暴落の危機から飼料米への転換が行われたが、感染拡大によるさらなる消費減少で、2021年米は昨年以上の米価下落が危惧されています。

コロナ禍による需要の減少による過剰在庫は、国が責任をもって市場隔離すべきであり、その責任を生産者や流通業者に転換すべきではなく、政府の責任で緊急買入などの、特別な隔離対策が絶対に必要です。

国内で余剰米が発生しているなかで、国内需要には必要のないミニマムアクセス米が毎年7万トンも輸入されています。国内消費量はミニマムアクセス米の輸入が開始以降26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されていません。せめてバター・脱脂粉乳並みに不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産優先の米政策に転換することが必要です。

コロナ禍の中、全国各地で取り組まれている食糧支援には、収入減で1日1食に切り詰めるなど、「食べたくても食べられない」人が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。行き場を失った農産物を政府の責任で買い取り、困窮する国民に提供することが求められています。

コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策を緊急に強く求めます。

以上地方自治法99条の規定により提出する。

令和3年9月17日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

衆議院議長	大島 理森	
参議院議長	山東 昭子	
内閣総理大臣	菅 義偉	宛
農林水産大臣	野上 浩太郎	
経済産業大臣	梶山 弘志	

意見書第13号

出産育児一時金の増額を求める意見書(案)

上記の意見書を提出する。

令和3年9月17日

提出者 野洲市議会議員 津村 俊二

賛成者 野洲市議会議員 田中 陽介

賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

出産育児一時金の増額を求める意見書(案)

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4000円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となります。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2015年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1.6万円に引下げ、本来分39万円を40.4万円に引き上げました。2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1.2万円に引下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は86万5,234人で、前年に比べ5万3,166人減少し過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は、わが国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

以上地方自治法99条の規定により提出する。

令和3年9月17日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

衆議院議長	大島 理森	
参議院議長	山東 昭子	
内閣総理大臣	菅 義偉	宛
厚生労働大臣	田村 憲久	

意見書第14号

財政収支黒字化目標を撤廃し、国民のために必要な財政出動を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和3年9月17日

提出者 野洲市議会議員 田中 陽介

賛成者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

財政収支黒字化目標を撤廃し、国民のために必要な財政出動を求める意見書(案)

20年以上に及ぶデフレを完全に脱却し、経済の再生、雇用促進、所得の向上を図り、真に日本の経済成長（国民が真に豊かになること）を促すためには昨今の緊縮財政の根幹政策である基礎的財政収支黒字化目標を撤廃することが必要である。また、新型コロナウイルス感染症と言われるこのパンデミックは、世界に甚大な経済的・社会的影響をもたらしている中で、市民生活への不安が続いており、多くの社会インフラを支える地方財政への影響も避けがたくなっている。よって、国においては、以下の理由により、基礎的財政収支の黒字化を目標にするのではなく、インフレ率を基準として、国民の暮らしが豊かになるための大規模な財政出動を強く要望する。

① まず前提として財務省のホームページに掲載されている外国格付け会社宛意見書要旨には、日・米など先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられないと明記されており、一部の者が主張する日本国債デフォルト論は信用に値しない。また、日本は世界最大の経常黒字国、債権国であり、外貨準備も世界最高と明記されており、一部の者が主張する財政破綻論も根拠がない。

② 複式簿記の概念から考えれば、国債残高は政府にとって負債であるが、国民にとって資産となる。デフレのときこそ国債を発行し、国民の資産を増やし、消費を活性化させ、経済成長を促すため、更なる政府の債務拡大が必要であり、財政収支黒字化目標など不必要であり増税などもってのほかである。

③ 財政出動にはその質が求められるが、このコロナ禍での自殺者の増加など、まさに政策の問題であり、政策判断による損失補填はまさに緊急の要件である。消費減税を含め、至急に国民の生活、そして命を守る措置が必要である。

④ 地方における幼稚園教諭、保育士、看護師、福祉・介護職など需要過多な分野のマンパワー不足は深刻であり、この国の将来を担う教育・子育て、そして暮らしにかかわるインフラの維持が困難を極めている。この状態を打開するには、国費による条件改善が必須である。

⑤ アメリカでは質の高い幼児教育の費用対効果は3.9～6.8倍になるという検証結果があり、高等教育への公的教育投資は投資額の約2.4倍の便益をもたらす効果があるとの試算

もある。教育、研究、交通インフラなど将来にわたる国民の豊かさに寄与する分野に財政を投入しなければならない。

⑥地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応、そして暮らしにかかわる安定したインフラ整備に責任をもって取り組んでいかなければならない。国民の命と財産を守るうえで、暮らしのインフラに地域間格差があることは問題であり、国は責任をもって、そのランニングコストを含め、地方自治体への十分な財政措置を行うべきである。

以上地方自治法 99 条の規定により提出する。

令和 3 年 9 月 17 日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

衆 議 院 議 長	大 島	理 森	
参 議 院 議 長	山 東	昭 子	
内 閣 総 理 大 臣	菅	義 偉	宛
財 務 大 臣	麻 生	太 郎	

意見書第15号

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和3年9月17日

提出者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 田中 陽介

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、本年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まろうとしています。免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。

コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。この間「日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全建総連、中小企業家同友会、日本税理士会連合会、全国青年税理士連盟、全国青色申告会総連合、税経新人会全国協議会、全国商工団体連合会」などの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。「税制で商売をつぶすな」の願いを込め、「消費税のインボイス制度の実施中止」を求めるものです。

どうか議員各位のご理解とご賛同をお願い致します。

以上地方自治法99条の規定により提出する。

令和3年9月17日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

衆 議 院 議 長	大 島	理 森	
参 議 院 議 長	山 東	昭 子	
内 閣 総 理 大 臣	菅	義 偉	宛
財 務 大 臣	麻 生	太 郎	
総 務 大 臣	武 田	良 太	
経 済 産 業 大 臣	梶 山	弘 志	

意見書第16号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和3年9月17日

提出者 野洲市議会議員 橋 俊明

提出者 野洲市議会議員 立入 三千男

提出者 野洲市議会議員 工藤 義明

提出者 野洲市議会議員 山本 剛

提出者 野洲市議会議員 矢野 隆行

提出者 野洲市議会議員 長谷川 崇朗

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和４年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和３年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。
- 4 令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月１７日

滋賀県野洲市議会議長 東郷 克己

衆議院議長	大島 理森	
参議院議長	山東 昭子	
内閣総理大臣	菅 義偉	
内閣官房長官	加藤 勝信	宛
総務大臣	武田 良太	
財務大臣	麻生 太郎	
経済産業大臣	梶山 弘志	
経済再生担当大臣		
全世代型社会保障改革担当大臣		
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	西村 康稔	

意見書第 17 号

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 17 日

提出者	野洲市議会議員	橋	俊明
提出者	野洲市議会議員	立入	三千男
提出者	野洲市議会議員	工藤	義明
提出者	野洲市議会議員	山本	剛
提出者	野洲市議会議員	矢野	隆行
提出者	野洲市議会議員	長谷川	崇朗

オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、依然拡大に歯止めが掛かっていない。また、災害の激甚化も著しい。こうした状況を鑑みれば、相当数の議員が隔離又は移動困難となる中で、急を要する感染や災害対策の議案審議、議決が求められる事態が現実のものとして想定される。

定足数を満たす議員が議場に参集出来ない状況下でも、審議、議決などを可能にする議会運営方法を確立しておかなければ、本会議を開けず議決機関の責を果たすことができない。緊急時の意志決定は平時より一層困難かつ重要であることを踏まえれば、緊急事態に際しても議会の審議、議決の機会を最大限確保しておくことは必須と言える。

我が国では、地方自治法第113条及び116条第1項における「出席」の概念が現に議場にいることを前提としており、現行法ではオンラインによる本会議はできない、と解される。一方総務省は、令和2年4月に委員会運営については地方議会における判断によってオンライン化は可能との見解を発出した。法における「出席」の概念により、オンラインの可否を分けた判断であるが、委員会で審議を尽くしても本会議を開けなければ議会の意志決定は完結せず、議会の責任は途中で留まることになる。

よって、国及び政府においては、委員会審議におけるオンライン化の意義を認めるのであれば、本会議のオンライン化も同様に是認すべきであり、本会議への参加、表決の意思表示がオンラインによっても可能となるよう、地方自治法における招集、応召、出欠席、表決等の規定を速やかに改正することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日

滋賀県野洲議会議長 東郷 克己

衆議院議長	大島 理森
参議院議長	山東 昭子
内閣総理大臣	菅 義偉 宛
総務大臣	武田 良太
デジタル大臣	
内閣府特命担当大臣（個人情報保護委員会）	平井 卓也